

付 議 第 8 号

高知県教育委員会会議規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会会議規則（昭和31年高知県教育委員会規則第4号）の一部を、別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定に基づき議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会会議規則（昭和31年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「臨時会は」を「臨時会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第14条第2項に規定する場合のほか」に改め、同条第4項を削る。

第2条中「会議開催」を「会議の開催」に改め、「委員長が」を削る。

第3条中「具して委員長に届出なければ」を「示して教育長に届け出なければ」に改める。

第4条第1項中「委員会は」を「会議においては」に改め、同条第2項中「会議招集」を「会議の招集」に改める。

第5条中「発言しよう」とを「会議において発言しよう」とに、「委員長」を「教育長」に改める。

第6条中「これを」を「これを会議の」に改める。

第7条を削る。

第8条中「別に定めるところによって」を「委員会が別に定めるところにより」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「必要と」を「必要があると」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「会議録は、委員長が委員会事務局の職員」を「地教行法第14条第9項の議事録（以下「会議録」という。）は、教育長が委員会の事務局職員」に改め、「教育長の推薦する者」を削り、「これを」を「、これを」に改め、同条第2項中「委員長及びそのつど委員長」を「教育長及びその都度教育長」に改め、同条を第9条とする。

第11条の見出しを「（会議録の記載事項）」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2）出席した委員及び欠席した委員の氏名

第11条第3号中「第9条の規定によって」を「第8条の規定に基づき」に改め、同条第7号中「その他必要と」を「前各号に掲げるもののほか、教育長が必要であると」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（会議録の公表）

第11条 会議録は、これを公表する。ただし、地教行法第14条第7項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととした事件

に係る部分については、この限りでない。

第12条中「の運営について」を「その他委員会の議事の運営に関し」に、「委員長が会議にはかって決定する」を「教育長が委員会に諮って定める」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会会議規則(抜粋)

本則

(定例会及び臨時会)

第1条 略

2 略

3 臨時会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第14条第2項に規定する場合のほか、必要がある場合に招集する。

(会議の招集)

第2条 会議の招集は、会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件を_____あらかじめ各委員に通知して行う。

(欠席の届出)

第3条 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ、理由を示して教育長に届け出なければならない。

(会議)

第4条 会議においては、第2条の規定により通知した事件についてのみ審議する。

2 会議の招集の通知後に急施を要する事件があるときは、第2条及び前項の規定にかかわらず、これを会議に付議することができる。

(発言)

第5条 会議において発言しようとする者は、教育長の許可を得なければならない。

(動議)

旧

高知県教育委員会会議規則(抜粋)

本則

(定例会及び臨時会)

第1条 略

2 略

3 臨時会は、必要がある場合に招集する。

4 委員2人以上の者から、書面で会議に付議すべき事件を示して会議招集の請求があったときは、臨時会を招集しなければならない。

(会議の招集)

第2条 会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件を委員長があらかじめ各委員に通知して行う。

(欠席の届出)

第3条 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ、理由を具して委員長に届出なければならない。

(会議)

第4条 委員会は、第2条の規定により通知した事件についてのみ審議する。

2 会議招集の通知後に急施を要する事件があるときは、第2条及び前項の規定にかかわらず、これを会議に付議することができる。

(発言)

第5条 発言しようとする者は、委員長の許可を得なければならない。

(動議)

第6条 動議の提出があつたときは、これを会議の議題としなければならない。

(傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、委員会が別に定めるところにより傍聴することができる。

(事務局職員等の出席)

第8条 教育長の指名する職員又は委員会において必要があると認められた者は、会議に出席し、教育長の許可を得て発言することができる。

(会議録の作成)

第9条 地教行法第14条第9項の議事録(以下「会議録」という。)は、教育長が委員会の事務局職員の中から2人を指名して、これを作成させる。

2 会議録には、教育長及びその都度教育長の指名する委員が署名しなければならない。

(会議録の記載事項)

第10条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 略
- (2) 出席した委員及び欠席した委員の氏名
- (3) 第8条の規定に基づき出席した者の氏名
- (4)～(6) 略
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要であると認めた事項

(会議録の公表)

第11条 会議録は、これを公表する。ただし、地教行法第14条第7項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととした事件に係る部分については、この限りでない。

第6条 動議の提出があつたときは、これを議題としなければならない。

(採決の方法)

第7条 採決の方法は、委員長の決するところによる。ただし、委員から要求のあつた場合は、議決によって決するものとする。

(傍聴)

第8条 会議を傍聴しようとする者は、別に定めるところによって傍聴することができる。

(事務局職員等の出席)

第9条 教育長の指名する職員又は委員会において必要と認められた者は、会議に出席し、委員長の許可を得て発言することができる。

(会議録の作成)

第10条 会議録は、委員長が委員会事務局の職員の中から教育長の推薦する者2人を指名してこれを作成させる。

2 会議録には、委員長及びそのつど委員長の指名する委員が署名しなければならない。

(会議録記載事項)

第11条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 略
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 第9条の規定によって出席した者の氏名
- (4)～(6) 略
- (7) その他必要と認めた事項

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、会議その他委員会の議事の運営
に関し必要な事項は、教育長が委員会に諮って定める。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項
は、委員長が会議にはかって決定する。

高知県教育委員会会議規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれ、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものとされたこと及び教育長は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会の会議の議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないとされたことに伴い、必要な改正をしようとするものである。

2 改正の主な内容

- (1) 会議の招集等を行う者を「委員長」から「教育長」に改める。
- (2) 会議録の公表について定める。
- (3) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う関係規則等の一部改正について

1 改正の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）の一部改正により、教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれること等に伴い、必要な改正をしようとするもの

2 改正の主な内容

規則等の名称	改正の主な内容	地教行法の関係条文
1 高知県 教育委員会 会議規則	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものとされたため、「委員長」を「教育長」に改めようとするもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（第13条第1項） ・教育委員会の会議は、教育長が招集する。（第14条第1項）
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならないという規定が設けられたため、臨時会の規定を、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第2項に規定する場合のほか、必要がある場合に招集する」と改めようとするもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。（第14条第2項）
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の会議は、教育長が招集することと法律に規定されたため、会議の招集者を削除しようとするもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の会議は、教育長が招集する。（第14条第1項）
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによることと法律に規定されたため、採決の方法を規定した第7条を削除しようとするもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の会議の議事は、第七項ただし書の発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。（第14条第4項） ・教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。（第14条第7項）
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長は「教育委員会規則で定めるところにより」、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないとされたため、会議録の作成及び署名についての規定を整備するとともに、公表についての規定を新たに設けようとするもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。（第14条第9項）

2	高知県 教育委員会 傍聴規則	<ul style="list-style-type: none"> 教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものとされたため、「委員長」を「教育長」に改めようとするもの 	<ul style="list-style-type: none"> 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。(第13条第1項)
3	高知県 教育委員会 公告式規則	<ul style="list-style-type: none"> 教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものとされたため、教育委員会規則等の制定者名を「委員長」から「教育長」に改めようとするもの 	<ul style="list-style-type: none"> 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。(第13条第1項) 教育委員会の会議は、教育長が招集する。(第14条第1項)
4	高知県 教育委員会 事務委任規則	<ul style="list-style-type: none"> 教育長は、「教育委員会規則で定めるところにより」、事務の管理及び執行状況を教育委員会に報告しなければならないとされたため、当該報告に関する規定を設けようとするもの 教育長の教育委員会に対する報告の規定を追加することに伴い、題名を「高知県教育委員会事務委任等規則」に改めるとともに、第1条の趣旨規定を改めるもの 題名の改正に伴い、この題名を引用している認定こども園条例施行規則の規定を改めようとするもの 	<ul style="list-style-type: none"> 教育員委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。(第25条第1項) 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。(第25条第3項)
		<ul style="list-style-type: none"> 教育長の任免は知事が行うものとされたため、教育長に委任していない事務のうち「教育長の任免その他進退を行うこと。」を削除しようとするもの 	<ul style="list-style-type: none"> 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。(第4条第1項)
5	高知県 教育委員会 事務局及び 教育機関 処務規程	<ul style="list-style-type: none"> 教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものとされたため、「委員長」を「教育長」に改めようとするもの 	<ul style="list-style-type: none"> 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。(第13条第1項)
6	高知県 教育委員会 公印規程	<ul style="list-style-type: none"> 教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものとされたため、委員長印及び委員長職務代理者印を削除しようとするもの 教育長が教育委員会の補助機関ではなくなり、知事の事務を補助執行させることができなくなったことから、知事印の用途について、教育次長に補助執行させた知事の権限に属する事務用に改めようとするもの 	<ul style="list-style-type: none"> 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。(第13条第1項) <p>(教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。(改正前第17条第1項の削除))</p>

7	高知県 教育委員会 行政組織規則	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長が教育委員会の補助機関でなくなり、知事の事務を補助執行させることができなくなったことから、知事印の用途について、教育次長に補助執行させた知事の権限に属する事務用に改めようとするもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（第13条第1項）
		<ul style="list-style-type: none"> ・教育長の職務代理に関する規定が改められたことに伴い、教育次長の職務のうち、教育長の代理に関する部分を整理しようとするもの 	<ul style="list-style-type: none"> 〔 ・教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。（改正前第17条第1項の削除） 〕 ・教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。（第13条第2項） ・教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。（第25条第1項） ・教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。（第25条第4項）

5 施行期日

経過措置により、現在の教育長は、委員としての任期が終了する平成28年3月31日まで従前の例により在職するものとされていることから、上記改正規則等の施行期日は、同年4月1日とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の 概要及び留意事項

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」

(平成 26 年 7 月 17 日 文部科学省初等中等教育局長通知) より

1. 新「教育長」の任命等

○教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命する。(第 4 条第 1 項)

- ・新「教育長」は、教育委員会の構成員ではあるが、委員ではないこと。
- ・新「教育長」は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職であることから、特別職の身分のみを有するものとなり、法律に特別の定めがある場合を除くほか、地方公務員法は適用されないこと。

2. 新「教育長」の職務

○教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。(第 13 条第 1 項)

- ・「教育委員会の会務を総理する」とは、改正前の地教行法における委員長の職務である「教育委員会の会議を主宰」すること並びに、教育長の職務である「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」こと及び「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」ことを意味するものであること。
- ・新「教育長」は執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、教育委員会の構成員であり、代表者であること。

3. 新「教育長」の代理

○教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。(第 13 条第 2 項)

○教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。(第 25 条 4 項)

- ・新「教育長」は教育委員会の構成員となり、かつ代表者となることから、その代理は教育委員会事務局職員の中ならではなく、委員の中から選任することとしたこと。
- ・職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難な場合には、法第 25 条第 4 項に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能であること。

4. 教育委員会の委員による教育長に対するチェック機能の強化

○教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。(第 14 条第 2 項)

○教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。(第 25 条第 3 項)

- ・委員の側からの教育委員会会議の招集の請求や教育長に委任した事務の執行状況に関する報告の規定は、委員による教育長の事務執行に対するチェック機能を強化するという観点から、設けられたものであること。
- ・教育長による報告の在り方については、各教育委員会の実情に応じ、委員によるチェック機能を発揮できるよう、報告の時期や対象となる事項について、教育委員会規則において、適切に定める必要があること。

5. 会議の透明化

○教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。(第 14 条第 9 項)

- ・改正法において教育委員会会議の議事録の作成及び公表を努力義務にとどめた趣旨は、職員数が少ない小規模な地方公共団体における事務負担等を考慮したものであるが、原則として、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められること。